

取引先と共存共栄関係を築こうと考える経営者の皆様へ

パートナーシップ構築宣言は
2020年6月に創設されました。



詳しくは
Webへ
→



<https://www.jcci.or.jp/partnership/>

大企業と中小企業が
共に成長
するために！

取引先との
持続可能な関係
を築くために！

パートナーシップ構築宣言とは？

あらゆる規模・業種の企業や個人事業主に宣言いただけます

取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言（コミット）するものです。



**新たなパートナーシップ
規模・系列を超えた連携**
お互いWin-Winの関係で！



適正な取引価格の実現
価格交渉ができる関係に！



下請代金の支払条件改善
資金繰りの改善！

Webサイトではパートナーシップ構築宣言の仕組みや目的などの動画、PDFをご覧ください。



「パートナーシップ構築宣言」プロモーションビデオ
～アフターコロナを勝ち抜く
トップの決断！～



「月刊石垣」別冊
「パートナーシップ構築宣言」
特集号

メリット・効果は？

「宣言」が公式ポータルサイト※に掲載・公表されます

中小企業庁のニュースリリースにも
掲載されます（不定期）。

※(公財)全国中小企業振興機関協会の運営サイト



一部の補助金で加点措置が受けられます

「ものづくり等補助金」や「省エネ補助金」等で加点措置が受けられます。



最新の支援措置（補助金の加点措置）等は、QRコードからご覧いただけます。

<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html#subsidy>



宣言企業は「ロゴマーク」を使うことができます

名刺にロゴマークを入れて、取引先との共存共栄の関係を築こうとする会社（ホワイト企業）であることをアピールできます。



SDGs 「宣言」の取組みを実践することでSDGsも同時達成することになります

今や多くの企業が取組む「SDGs」（持続可能な開発目標）「宣言」を通じて次の6つの目標に取組んでいることになります。



積極的な宣言と実行で、サプライチェーン全体の
「成長」と「分配」の好循環を実現しましょう

日本商工会議所 会頭
小林 健

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry



本宣言のひな形は、サイバー攻撃がサプライチェーン全体へ及ぼす影響の深刻化やテレワークによる労働環境の変化等により社会的要請が高まっていることを踏まえ、2022年4月1日に、また、中小企業を含めたサプライチェーン全体での省エネへの取組を促進するため、2023年2月10日に、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正を踏まえ、2024年3月25日、11月1日にそれぞれ改正されました。宣言済み企業は修正して再提出が可能です(任意)。未宣言企業は改正後のひな形をご利用ください。

ひな形

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を

超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「TierN」から「TierN+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

※下記から積極的に取り組む項目を特定し項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業継承支援等）
- IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- 専門人材のマッチング
- グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく自社の取組方針をパートナーシップ構築宣言に盛り込む場合は、①に追記してください。また、独自に文書等を作成されている場合は別紙として添付してください。具体的な記載方法については、記載要領及びFAQをご確認ください。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等を素材(原料)とする製品の成形加工に用いられる金型、樹脂型、木型等の型又は治具のことです。

※型を活用した取引を行っていない場合には、この項目を除外してください。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

※手形には一括決済方式又は電子記録債権を含みます。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

(例)取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50(フィフティ・フィフティ)」とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

(注)「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。

(例)約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

〇年〇月〇日

企業名

株式会社

役職・氏名(代表権を有する者)